

第150回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時

開催場所

兵庫県明石市松の内2丁目2番地
ホテルキャッスルプラザ
3階「祥福の間」

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

株主様間の公平性を勘案し、当日ご出席の株主様への「お土産」のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6210/>



株 主 各 位

(証券コード6210)
2024年6月7日
兵庫県明石市二見町福里字西之山523番の1

東洋機械金属株式会社

取締役社長 田 畑 禎 章

第150回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第150回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第150回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.toyo-mm.co.jp/fia/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「株主・投資家の皆様へ」から「株主総会情報」を選択いただき、ご確認ください。）

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東洋機械金属」又は「コード」に当社証券コード「6210」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

また、上記に加え、株主総会資料掲載ウェブサイトにも電子提供措置事項を掲載しております。上記ウェブサイトにて電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の株主総会資料掲載ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認ください。

<https://d.sokai.jp/6210/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、本総会のご出席に代えて、以下のいずれかの方法で議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）の営業時間終了時（午後4時45分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県明石市松の内2丁目2番地
ホテルキャッスルプラザ 3階「祥福の間」
（末尾の「第150回 定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第150期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）に関する事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第150期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

5. その他本招集ご通知に関する事項

以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、本招集ご通知に記載の当社ウェブサイト並びに東証ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ①事業報告の「会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

なお、監査役が監査した事業報告並びに監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記①、②及び③の事項であります。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、本総会はクールビズで実施いたします。
- ◎代理人によるご出席の場合は、代理権を証する書面に加え、委任された株主様の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト並びに東証ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

・会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により導入された株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されました。本制度は株主総会資料を自社ホームページ等のウェブサイトに掲載し、そのウェブサイトのアドレス等を書面により株主様に通知することによって、株主総会資料をご提供する制度です。本制度下では、原則として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をされた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものとされております。

※株主総会資料・・・株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類及び連結計算書類

・上記の法改正にかかわらず、当社の本定時株主総会にかかる招集ご通知は、全ての株主様に、一律に従前どおり書面をお送りさせていただきます。

【電子提供制度に関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話0120-696-505（通話料無料） 受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）

※株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後4時45分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後4時45分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇
御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXXXXXXXX月XX日

議案日現在のご所有株式数 XX股
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX
見本

〇〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

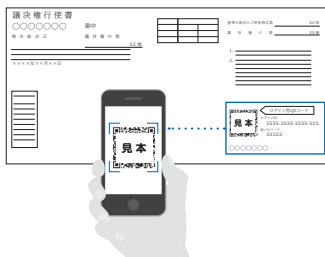
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。またインターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

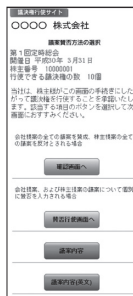
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

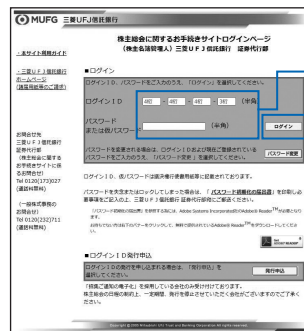


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

当社は、1925年に創業し、2025年5月16日に創業100周年を迎えます。繊維機械の製造から出発し、戦中・戦後期の鑄鍛部品製造などを経て、現在では射出成形機とダイカストマシンを主力製品とするグローバルな精密機械メーカーとなりました。このたび、創業から100周年を迎えるにあたり、これまで築いた100年の歴史を継承しつつ、次の100年へ向けて、さらなる成長と発展をめざす原動力とするため、「東洋機械金属株式会社」から「TOYOイノベックス株式会社」に当社の商号を変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更いたしたく存じます。新しい社名（商号）には、成形・鑄造分野におけるお客様の価値体験（experience）に、専門メーカーとして培ってきた技術力で、これまでにないイノベーション（innovation）を起こし続ける、という決意を込めて「イノベックス（INNOVEX）」という言葉を用いました。また、成形機メーカーとして国内、海外ともに幅広く浸透し、長年にわたって築いたブランドである「TOYO」もブランドイメージを引き継ぐという意味で新しい社名（商号）に加えました。なお、商号変更につきましては、2025年4月1日をもってその効力を生じるものとする旨の経過規定を附則に設け、効力発生をもって当該附則を削除するものといたします。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は <u>東洋機械金属株式会社</u> とする。	(商号) 第1条 当社は、 <u>TOYOイノベックス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>TOYO INNOVEX Co., Ltd.</u> と表示する。
附則 (新設)	附則 <u>(商号変更の効力発生日に関する経過措置)</u> 第2条 定款第1条(商号)の変更は、2025年4月1日に効力が生じるものとする。 2 本条は、定款第1条(商号)の変更の効力発生日をもってこれを削除する。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

た ば た よ し あ き
田 畑 禎 章 (1961年10月30日生)

再任

所有する当社株式の数

25,200株

取締役会への出席状況

15回中15回に出席（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社
2002年4月	海外営業本部中国部長
2003年10月	海外営業本部アジア部長
2011年6月	執行役員 営業本部副本部長兼南アジア営業部長兼 欧米営業部長
2013年1月	執行役員 営業本部副本部長
2014年6月	取締役 海外営業本部長
2015年1月	取締役 営業統括本部長兼海外営業本部長
2018年6月	常務取締役 営業統括本部長
2019年6月	代表取締役社長（現在）

■ 取締役候補者とした理由

田畑禎章氏は、2019年6月に代表取締役役に就任して以降、豊富な海外経験と長年にわたり営業部門のリーダーを務める中で培われた高い見識に基づき、経営の監督と重要事項の決定を適切に行ってまいりました。これらの経験や知識を活かして、企業価値向上に寄与できる人材と判断しましたので、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

たか つき けん じ
高月 健司

(1963年6月8日生)

再任

所有する当社株式の数

20,100株

取締役会への出席状況

15回中15回に出席 (100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社
2010年 3月	製造部長
2016年 4月	総務部長兼環境管理センター長
2016年 6月	総務部長兼 C S R 室長兼環境管理センター長
2017年 6月	執行役員 輸出管理本部長兼総務部長兼 C S R 室長 兼環境管理センター長
2019年 5月	執行役員 製造調達本部長
2019年 6月	取締役 製造調達本部長
2021年 4月	取締役 管理本部長
2022年 6月	取締役 管理本部長及びサステナビリティ、リスク 管理担当 (現在)

■ 取締役候補者とした理由

高月健司氏は、メーカーの要となる製造関係の豊富な経験を有していることに加えて、総務部門リーダーとして経験を積んでおります。このような経験に基づく幅広い視点を活かして、経営体制の強化・充実及び企業価値向上に寄与できる人材と判断しましたので、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

やまもとひろゆき

山本博之

(1967年4月3日生)

再任

所有する当社株式の数

10,000株

取締役会への出席状況

15回中15回に出席 (100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	当社入社
2009年7月	マーケティング部長
2012年5月	海外ダイカスト販売推進部長
2013年1月	東アジア営業部長兼海外ダイカスト販売推進部長
2016年4月	営業企画部長兼東アジア営業部長
2018年4月	営業企画部長兼営業技術部長
2019年6月	執行役員 営業企画部長兼営業技術部長
2020年4月	執行役員 総務部長
2021年6月	取締役 営業本部長
2023年8月	取締役 営業本部長兼中国営業部長
2024年4月	取締役 営業本部長 (現在)

■ 取締役候補者とした理由

山本博之氏は、営業部門出身であり、顧客対応の他、マーケティング、営業企画、営業技術等の経験も有するなど、営業全般にわたり豊富な知識を有しております。また、総務部門でも多数の業務に取り組んでおります。これらの幅広い経験や知識を活かして、今後の経営の重要事項の決定及び企業価値向上に寄与できる人材と判断しましたので、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

なかむらたかお

中村孝夫

(1961年9月19日生)

新任

所有する当社株式の数

11,400株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社
2009年4月	ダイカスト設計部長兼ダイカストグループ長
2010年5月	ダイカスト設計部長
2012年10月	ダイカスト技術部長
2015年4月	ダイカスト技術本部長
2015年6月	執行役員 ダイカスト技術本部長
2021年4月	執行役員 技術本部長
2021年6月	上席執行役員 技術本部長 (現在)

■ 取締役候補者とした理由

中村孝夫氏は、長年にわたり技術部門のリーダーとして、製品・技術の開発業務や顧客への技術サポートに携わり、当社の技術関連分野に関して豊富な知識を有しております。これらの経験と知識を活かして、今後の経営の重要事項の決定及び企業価値向上に寄与できる人材と判断しましたので、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

やま だ みつ お
山田光夫 (1956年1月11日生)

再任

社外
独立

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

15回中15回に出席 (100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月	日本ペイント株式会社入社
2009年4月	同社 自動車塗料事業本部電着塗料技術部長
2012年4月	同社 執行役員自動車塗料事業本部副事業部長
2013年4月	同社 上席執行役員自動車塗料事業本部長
2015年4月	日本ペイントホールディングス株式会社常務執行役員、日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会社代表取締役社長
2018年1月	日本ペイントホールディングス株式会社専務執行役員、日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会社代表取締役社長
2019年1月	日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会社常勤相談役
2020年6月	当社社外取締役 (現在)
2020年7月	株式会社アントレポ 専務取締役 (現在)

■ 重要な兼職の状況

株式会社アントレポ 専務取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山田光夫氏は、メーカーにおける技術及び企業経営における経験を通じて培った幅広い知見を活かして経営の重要事項の決定に関与していただくこと、また、社外の立場から業務執行の監督をしていただくことにより当社の企業価値向上を図ることが期待できると判断しましたので、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

6

い が ま り
伊賀真理 (1967年8月22日生)

再任

社外
独立

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

13回中13回に出席 (100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	大阪瓦斯株式会社入社
2002年4月	株式会社パレット代表取締役社長（大阪瓦斯株式会社から出向）
2006年10月	株式会社マーチ創業 同社代表取締役
2009年4月	大阪府庁入庁（特定任期付職員・府民文化部広報課参事）
2013年4月	株式会社マーチ入社
2014年11月	同社代表取締役（現在）
2016年4月	枚方市広報アドバイザー
2017年4月	日向市広報アドバイザー
2022年6月	株式会社住友倉庫社外取締役（現在）
2023年6月	当社社外取締役（現在）

■ 重要な兼職の状況

株式会社マーチ 代表取締役
株式会社住友倉庫 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊賀真理氏は、大阪瓦斯株式会社においてグループ会社である株式会社パレットの代表取締役社長を経験された他、マーケティング及び人材・組織活性化に関するコンサルタント会社の起業、経営をされてきており、これらの経験で得られた知見を活かし、経営の重要事項の決定と業務執行の監督に十分役割を果たしていただけるものと判断しましたので、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田光夫氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 伊賀真理氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、同氏の取締役会への出席状況は、2023年6月23日就任後の状況を記載しております。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役候補者の山田光夫氏及び伊賀真理氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。当社は、山田光夫氏及び伊賀真理氏の再任が承認された場合、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」といいます。）を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に見直しを実施後、取締役会にて決議のうえ、更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 高橋正哉氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、監査役候補者 佐和周氏が選任され就任した場合、同氏の任期は当社定款の規定に基づき、辞任する監査役高橋正哉氏の任期が満了する時（2026年6月開催予定の第152回定時株主総会終結の時）までとします。また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

さ わ
佐和

あまね
周 (1976年8月8日生)

新任

社外
独立

所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999年4月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社
2002年4月	公認会計士登録
2009年9月	KPMG税理士法人入社 関西学院大学大学院経営戦略研究科非常勤講師 （現在）
2009年12月	税理士登録
2011年4月	佐和公認会計士事務所開設 代表（現在）
2023年6月	TOA株式会社社外監査役（現在）

■ 社外監査役候補者とした理由

佐和周氏は、公認会計士及び税理士としての企業会計に精通する専門家の見地のほか、経営全般に関する高い見識を有しており、公正な監査及び取締役会に対する有益な意見をいただけることが期待できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験をもとに、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐和周氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、佐和周氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、佐和周氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、D&O保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に見直しを実施後、取締役会にて決議のうえ、更新する予定であります。

[独立性判断基準]

当社は、社外取締役、社外監査役の独立性を確保するため、独立社外役員選任基準を次のとおり定めています。

1. 当社及び当社グループ会社の業務執行者でなく、かつ、過去にも同様に業務執行者であったことがないこと。
2. 当社の議決権所有割合10%以上を保有する主要株主又はその重要な業務執行者（取締役、執行役及び執行役員）でないこと。
3. 当社の主要な取引先（直近事業年度において当社との取引における当社への対価の支払額が当社の連結売上高の2%超）における重要な業務執行者でないこと。
4. 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度において当社との取引における当社からの対価の支払い額がその者の連結売上高の2%超）の業務執行者でないこと。
5. 当社の主要な金融機関（過去3年間において借入額が連結総資産の2%超）における重要な業務執行者でないこと。
6. 当社から役員報酬以外に直近事業年度において、年間1千万円以上の報酬を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でないこと。
7. 当社及び当社グループ会社の業務執行者の親族関係（3親等以内）でないこと。
8. 過去3年間の何れかの時点において、上記2～7の何れかに該当する者でないこと。

ご参考

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の役員構成並びに各役員の専門性と経験
(スキル・マトリックス)

候補者	性別	専門性と経験								社外役員の 出身、資格	
		経営経験	技術・研究開発・モノづくり・DX	営業・マーケティング	国際性	サステナビリティ・ESG	リスク管理・コンプライアンス・法務	財務・会計	人材開発		
取締役	田畑 禎章	男性	●		●	●		●			
	高月 健司	男性	●	●				●	●	●	●
	山本 博之	男性	●		●			●	●		
	中村 孝夫	男性		●							
	山田 光夫	男性	●	●				●			メーカー出身
	伊賀 真理	女性	●		●					●	コンサルタント
監査役	藤本 隆之	男性		●							
	下河邊 由香	女性						●			弁護士
	佐和 周	男性				●			●		公認会計士

<スキル選定理由>

・経営経験：

取締役の業務執行の監督、取締役会の有効な議論のために必要と考えています。

・技術・研究開発、モノづくり・DX、営業・マーケティング：

当社事業の骨格をなすものであり、付加価値の源泉です。成長市場のニーズに対応した製品開発や原価低減など、中期経営計画の販売戦略・市場戦略・商品戦略・開発戦略・生産戦略を実践する上で必要と考えています。

・国際性：

当社の海外売上目標は70%台半ばと高く、計画推進にあたっては国際ビジネスについての知見が必要と考えています。

・サステナビリティ・ESG：

10年先、20年先、将来の社会や環境変化のもと当社が持続的に発展していくために考慮すべき重要な視点と考えています。

・リスク管理・コンプライアンス・法務：

内部統制は会社経営を行う上での基本的な責務であり、その充実に資する知見が必要と考えています。

・財務・会計：

上場会社に相応しい経営効率の実現、及び財務報告の信頼性を確保するために考慮すべき重要な視点と考えています。

・人材開発：

人材開発は当社の持続的発展にとって重要な要素であり、その充実に資する知見が必要と考えています。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。古谷式昭氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、井川浩典氏は社外監査役の補欠の監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ふる たに のり あき

古谷式昭

(1961年11月28日生)

所有する当社株式の数

2,440株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社
2001年 5月	品質保証部品質保証課主任技師
2010年11月	品質保証部長
2015年 4月	監査室主幹
2016年 4月	監査室長
2022年 5月	監査室員（現在）

■ 補欠の監査役候補者とした理由

古谷式昭氏は、入社以来、品質保証、監査と幅広く業務を経験してきており、豊富な知識・経験を活かして、監査業務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

2

い が わ ひ ろ の り
井川 浩典 (1975年5月20日生)

社外

所有する当社株式の数

独立

0株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999年11月	太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 大阪事務所入所
2003年9月	公認会計士登録
2006年1月	公認会計士井川浩典事務所開業（現在）
2006年10月	税理士登録
2018年8月	清友監査法人 社員就任（現在）

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

井川浩典氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識、経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただけると判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験をもとに、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井川浩典氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、井川浩典氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 古谷式昭氏が監査役に就任した場合及び井川浩典氏が社外監査役に就任した場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、D&O保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。古谷式昭氏が監査役に就任した場合及び井川浩典氏が社外監査役に就任した場合には両氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に見直しを実施後、取締役会にて決議のうえ、更新する予定であります。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症による行動規制や入国制限が撤廃されたことにより、経済活動の正常化が進んだ一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源エネルギーの不安定な供給や原材料価格の高騰が続き、先行きは不透明な状況で推移しました。国内経済においても、新型コロナウイルス感染症による行動制限がなくなり、個人消費やインバウンド需要が持ち直したことによって景気は回復傾向となったものの、急激な円安の影響による原材料価格の高騰や物価の上昇などで厳しい状況で推移しました。

当社グループに関連する業界におきましては、世界的な需要低迷の長期化と急激な円安進行による鉄鋼を中心とした調達部材価格の上昇及び燃料エネルギー価格の高騰等の影響により非常に厳しい状況で推移しました。

このような市場環境のもと、当社グループは2024年3月期を最終年度とする第3期中期経営計画に基づいた事業活動を推進し、中長期的な視点から持続的な成長と安定した収益確保に取り組んでまいりました。2023年11月に開催された展示会「IPF JAPAN 2023」では、約10年ぶりのフルモデルチェンジとなる多用途多目的成形を実現した射出成形機の新機種を発表いたしました。また、2024年1月にはメンテナンス部品の供給拠点を新築し、迅速に交換部品、消耗品などをお客様のもとへお届けできるよう、サービス体制を強化いたしました。

以上をはじめとする収益確保に向けた事業活動を行ってきたものの、世界的な成形機需要の低迷、中国での景気減速の影響を受け、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は26,537百万円（前期比15.0%減）、売上高は28,842百万円（同18.3%減）となりました。このうち、国内売上高は8,197百万円（同13.5%減）、海外売上高は20,645百万円（同20.1%減）となり、海外比率は71.6%となりました。損益面につきましては、生産量減少で操業度が低下したことによる固定費回収不足と部材価格高騰等の影響による製品原価増大により、営業損失が119百万円、経常損失が64百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は、海外子会社で発生した元従業員による現預金の私的流用事案に関する貸倒引当金及び特別調査委員会による調査費用を計上したこと、並びに繰延税金資産の取崩しで法人税等調整額648百万円が発生したこと等により、1,293百万円となりました。

製品別の売上の状況は、以下のとおりです。

[射出成形機]

射出成形機につきましては、国内は、自動車関連・工業部品関連の売上が大きく減少しました。海外におきましては、中国でIT機器関連、医療機器や米州での生活用品関連の売上が減少した一方で、東アジア・東南アジアにおいて家電・工業部品関連の売上が増加しました。

この結果、受注高は19,451百万円（前期比20.4%減）、売上高は21,581百万円（同21.3%減）となりました。このうち、海外売上高は15,481百万円（同22.6%減）となり、海外比率は71.7%となりました。

[ダイカストマシン]

ダイカストマシンにつきましては、国内は工業部品・自動車関連の売上が増加しました。海外におきましては、中国では、工業部品関連売上が増加しましたが、自動車関連の売上が大幅に減少しました。一方、インドにおいて自動車関連の売上が増加しました。

この結果、受注高は7,087百万円（前期比4.6%増）、売上高は7,261百万円（同7.8%減）となりました。このうち、海外売上高は5,163百万円（同11.3%減）となり、海外比率は71.1%となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,170百万円となりました。主な設備投資としましては、子会社である東洋機械（常熟）有限公司の第3期工場の建設、東洋機械エンジニアリング株式会社の新サービス物流センターの建設及び拡販のためのモニター機や展示機などであります。

(3) 資金調達の状況

上記設備投資に対する資金は、自己資金により賄っております。

また、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行と貸出コミットメント契約を継続して締結しています。

貸出コミットメントの総額 2,000百万円

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第147期 2020年度	第148期 2021年度	第149期 2022年度	第150期 2023年度(当期)
売 上 高	24,870	33,273	35,298	28,842
経常利益又は経常損失(△)	△101	1,970	1,538	△64
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	△244	1,277	648	△1,293
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	△11.87	62.21	31.59	△62.99
総 資 産	28,578	31,141	31,901	30,062
純 資 産	18,130	19,595	19,985	18,584
1株当たり純資産額(円)	867.03	940.49	955.97	883.30

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や、中東での軍事衝突などグローバルでの地政学的リスクや世界的な金融の引き締めによるインフレの進行及びそれに伴う景気減速の懸念により、先行きは依然として不透明な状況が続くものと予想しております。

一方、当社グループの事業に関連する市場においては、電気自動車関連や電子部品関連が上向き、新たな動きが見られるものの、米国、中国経済の停滞に伴う設備投資需要の低迷や行き過ぎた円安の進行、資源エネルギー・原材料価格の高騰により、受注環境は当面厳しい状況が続くものと思われま

す。このような市場環境の中、当社グループは、脱炭素社会実現への対応や人口減少による労働力不足を補うDX化、情報通信技術及び自動化の発展によって変化するお客さまのニーズや市場のトレンドに応える技術開発、製品づくりが喫緊の課題であると認識しております。

当社グループは、技術面では、地球環境にも配慮した、最新のIoT及び制御技術により多機能性と操作性を追求した高品質な製品開発を引き続き行ってまいります。生産面では将来を見据えた設備投資と生産効率の改善による短納期化を図り、省人化、自動化による生産力の向上に努めます。営業面では、成長の期待できる新分野市場の開拓と昨年の展示会で発表した新機種の優位性のアピール、新たに建設した部品供給拠点の活用により、サービス体制の拡充を図り、一層の受注拡大をめざしてまいります。

なお、当社グループは、サステナビリティ経営の重要性が増す中において、急速に変化する事業環境を、お客さまの価値向上への貢献、そしてさらなる成長の機会と捉え、2027年3月期を最終年度とする新たな中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画で掲げた新たなパーパスやビジョン、基本方針、経営戦略のもと、持続的な成長と企業価値向上に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいります。

1. 目指す姿

パーパス（存在意義）

「成形イノベーション&Customers' Value Up」で未来を豊かに！世界を笑顔に

私たちは、お客さまの成形現場における潜在的なニーズを能動的に捉え、新しい知識を組み合わせることで、お客さまの価値体験にイノベーションを起こし続けることに挑戦していきます。さらに、これまでのお客さまと真摯に向き合い、培ってきた「Customers' Value Up」の精神で、現場の課題解決および未来の新たな価値の創造に貢献していきます。

ビジョン（将来像）

成形をモット簡単に！

私たちが目指すのは、「誰でも簡単に高品質で安定した成形ができる」成形機の開発です。成形現場のあらゆる課題を解決すべく、お客さまを起点としたソリューションビジネスを追求し、新たな成形イノベーションを生み出していきます。

2. 基本方針

1. 持続的に稼ぐ力の向上

- ・競争力のあるダイカストマシンの売上比率向上
- ・射出成形機の主力機種計画生産化

2. 成形イノベーションの創出とCustomers' Value Upの進化

- ・ソリューションビジネスの場として、成形イノベーションセンターを新設
- ・成形技能士不足や技術承継問題に対応する成形AI技術の開発

3. 経営基盤の更なる強化

- ・サステナビリティ経営の高度化
- ・経営戦略と連動した人材戦略の構築
- ・資本コストを意識した経営の強化

3. 経営戦略

(事業戦略)

1. 製品ポートフォリオの再構築
2. 短納期生産体制の強化
3. 高付加価値製品の開発
4. ソリューションビジネスの進化

(全社戦略)

1. サステナビリティ戦略
2. 人材戦略
3. 財務資本戦略

また、新中期経営計画の経営戦略と直近の経営環境を踏まえ、具体的に以下の施策に取り組みます。

- ① グループ一丸となった現状打破のための拡販、原価戦略の実行
- ② 販売予測に基づく、営業スタイルの確立、進化
- ③ 消費電力及び材料ロス削減など、環境に配慮した高品質・高付加価値製品の市場投入と品質保証体制の拡充
- ④ 製品の大型化を見据えた積極的な設備投資、利益を生む生産体制の構築
- ⑤ 安定的な調達部材確保と「品質・価格・納期」を重視した戦略的調達
- ⑥ 基幹システムの効果的な運用とDXを活用した業務改善の推進
- ⑦ カーボンニュートラル実現へ向けた環境行動と高いプロ意識を持った人材の育成
- ⑧ 多様な人材が力を発揮できる職場環境づくりと社内風土の醸成
- ⑨ 企業の社会的責任を果たすべく、コンプライアンスを最優先とした企業活動

これらの取り組みにより、新しい付加価値を生み出し、お客さまの価値向上に貢献することにより、新たな中期経営計画の達成と収益構造の改革による利益率向上に努めてまいります。引き続き、急激な為替変動や調達部材の長納期化及び原材料の価格高騰が企業経営に悪影響をもたらす可能性はありますが、リスクを最小限に抑え、利益を確保するために必要なあらゆる施策を講じることによって、業績の確保を図ってまいります。

なお、2025年3月期の連結業績見通しにつきましては、売上高は31,000百万円（前期比7.5%増）、営業利益300百万円（前期は営業損失119百万円）、経常利益400百万円（前期は経常損失64百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は100百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,293百万円）を見込んでおります。

(6) 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
(子会社)			
東洋工機株式会社	百万円 20	% 100	射出成形機及びダイカストマシン用周辺機器の製造、搬送機の製造及び販売
東洋機械エンジニアリング株式会社	百万円 10	100	成形機の保守サービス・据付及び精密金型の販売
東洋機械(常熟)有限公司	百万円 47	100	射出成形機及びダイカストマシンの製造及び販売
(関連会社)			
GM-Injection AG	百万CHF 0.5	% 30.2	射出成形機の販売及び保守サービス

(注) 連結子会社は上記の重要な子会社3社及びTOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.、TOYO MACHINERY (T) CO.,LTD.、東曜機械貿易(上海)有限公司、東洋機械金属(広州)貿易有限公司、東金股份有限公司、TOYO MACHINERY VIETNAM CO.,LTD.、PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIAの10社であります。

(7) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

当社グループの製造・販売する主要な製品は、次のとおりであります。

部門	主要な製品
射出成形機	プラスチック射出成形機及び周辺機器
ダイカストマシン	ダイカストマシン及び周辺機器

(8) 主要な事業所(2024年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

事業所	所在地
本社・工場	兵庫県 明石市
東京支店	東京都 中央区
関西支店	大阪府 東大阪市
中部支店	愛知県 名古屋市
埼玉支店	埼玉県 川口市
西日本支店	兵庫県 明石市
香港支店	中国 香港特别行政区
インド支店	インド グルガオン市

②子会社の主要な事業所

事業所	所在地
東洋工機株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械エンジニアリング株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械（常熟）有限公司	中国 江蘇省 常熟市
TOYO MACHINERY (M) SDN.BHD.	マレーシア セランゴール州
TOYO MACHINERY (T) CO.,LTD.	タイ バンコク市
東曜機械貿易（上海）有限公司	中国 上海市
東洋機械金属（広州）貿易有限公司	中国 広東省 広州市
東金股份有限公司	台湾 台北市
TOYO MACHINERY VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ハノイ市
PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州

(9) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
748名	5名減

(注) 従業員数は、在籍人員であります。

(10) 主要な借入先（2024年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	680百万円
株式会社三菱UFJ銀行	480百万円
株式会社みずほ銀行	400百万円
株式会社みなと銀行	300百万円
株式会社中国銀行	100百万円
株式会社山陰合同銀行	100百万円
株式会社百十四銀行	100百万円
株式会社りそな銀行	100百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,703,000株 (自己株式168,020株を含む)
 (3) 株主数 17,774名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
清 原 達 郎	1,473	7.17
株 式 会 社 日 本 製 鋼 所	1,450	7.06
U B E マ シ ナ リ ー 株 式 会 社	1,450	7.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,047	5.10
株 式 会 社 マ ル カ	622	3.03
株 式 会 社 山 善	600	2.92
第 一 実 業 株 式 会 社	400	1.95
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	310	1.51
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	301	1.47
野 村 證 券 株 式 会 社	208	1.01

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式数 (168,020株) を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	9,700	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項」〔(4)取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針〕〔③報酬等の種類ごとの決定方針等〕〔3)非金銭報酬 (株式報酬)〕に記載のとおりであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田畑禎章	
取締役	高月健司	管理本部長及びサステナビリティ、リスク管理担当
取締役	三輪恭裕	生産イノベーション本部長兼生産改革室長
取締役	山本博之	営業本部長兼中国営業部長
取締役	山田光夫	株式会社アントレポ 専務取締役
取締役	伊賀真理	株式会社マーチ 代表取締役 株式会社住友倉庫 社外取締役
常勤監査役	藤本隆之	
監査役	下河邊由香	弁護士
監査役	高橋正哉	公認会計士・税理士 株式会社サカイ引越センター 社外取締役 新月有限責任監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役山田光夫氏及び伊賀真理氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役下河邊由香氏及び高橋正哉氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役下河邊由香氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高橋正哉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役及び社外監査役が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

①就任

2023年6月23日開催の第149回定時株主総会において、伊賀真理氏が取締役に選任され、就任いたしました。

②退任

2023年6月23日開催の第149回定時株主総会の休会の時（審議終了時）をもって、取締役青山昌樹氏は任期満了により退任いたしました。

③当事業年度中の取締役の担当の変更

氏名	新	旧	異動年月日
三輪 恭裕	取締役 生産イノベーション本部長兼生産改革室長	取締役 製造調達本部長兼生産改革室長	2023年6月1日
山本 博之	取締役 営業本部長兼中国営業部長兼広州現法代表兼上海現法代表	取締役 営業本部長	2023年8月10日
山本 博之	取締役 営業本部長兼中国営業部長	取締役 営業本部長兼中国営業部長兼広州現法代表兼上海現法代表	2023年10月1日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等 (RS)	非金銭 報酬等 (PSU)	
取締役 (社外取締役を除く)	60	51	—	9	—	4
社外取締役	12	12	—	—	—	3
監査役 (うち社外監査役)	25 (12)	25 (12)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬及び非金銭報酬（株式報酬）の額に係る決議は、以下のとおりであります。
- ①2017年6月23日開催の第143回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております（うち社外取締役20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない）。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は2名）であります。

②2021年6月25日開催の第147回定時株主総会において、①の金銭報酬とは別枠の報酬に関する決議を以下、1)及び2)のとおり行っております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は、4名であります。

1) 毎期一定の譲渡制限付株式を交付するリストラクテッド・ストック

譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の額として年額10百万円以内、株式数の上限を年25,000株以内（社外取締役は付与対象外）。

2) 予め定めた業績条件の達成度に応じて譲渡制限付株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニット

譲渡制限付株式の付与のために支給する3事業年度分の報酬の額として90百万円以内（年額30百万円以内）、株式数の上限を75,000株（年25,000株）以内（社外取締役は付与対象外）。

3. 監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第120回定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役は2名）であります。
4. 非金銭報酬等は当社の譲渡制限付株式であり、リストラクテッド・ストックは原則として毎事業年度支給され、割当契約に基づき、取締役の地位を退任した時点まで譲渡等を行うことができない旨の譲渡制限が設定されています。当該譲渡制限は、取締役の退任時まで継続して取締役の地位にあったことを条件として解除されます。また、取締役が、死亡、任期満了その他の正当な理由によらずその地位を退任することが確定した場合等においては、当社が株式を無償で取得するものとされています。一方、パフォーマンス・シェア・ユニットは当社の中期経営計画の期間である3事業年度（以下、「支給対象期間」といいます。）における業績等の目標達成度、在任期間等に応じて株式が支給され（最終交付株式数の下限は0株）、支給にあたってはリストラクテッド・ストックに準ずる内容の割当契約を締結します。ただし、支給対象期間中に死亡、任期満了その他の正当な理由によらずその地位を退任した場合等においては、株式の支給はありません。当該株式の当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」〔(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況〕に記載のとおりであります。なお、上表の非金銭報酬等の総額は当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬額の費用計上額（社外取締役を除く取締役4名に対し、9百万円）であります。
5. 取締役の個人別の報酬等（株式報酬を除く。）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長である田畑禎章がその決定の委任を受けており、代表取締役社長は、当該委任に基づき、取締役の個人別の固定報酬及び個人別の業績連動報酬（賞与）を決定しております。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業務遂行状況も踏まえて報酬の内容を決定するためには、代表取締役社長による決定が最も適していると考えられるため、代表取締役社長に上記の権限を委任したものであります。当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長の作成した取締役の個人別の報酬等の原案は、過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問されるものとし、その答申を受けた取締役会は当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は当該決議に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針

当社は、取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりであります。当該取締役会の決議に際しては、予め過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、人事報酬委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

- 1)業務執行を担う取締役の報酬については、積極的に企業価値向上に取り組むためのインセンティブとして相応しい水準・体系であることを基本とする。
- 2)社外取締役の報酬については、当社の業務執行に対し専門的な知識・経験を基に独立した観点から助言・監督を行うことができる人材を継続的に確保できる水準とする。

②体系

1)業務執行を担う取締役の報酬等

固定月額報酬と短期的な業績連動報酬としての賞与、中期的な業績反映及び株主との価値共有を目的とした非金銭報酬（株式報酬）により構成する。

2)社外取締役の報酬等

固定月額報酬のみとする。

非業務執行であることから業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬（株式報酬）は支給しない。

③報酬等の種類ごとの決定方針等

1)固定報酬

固定報酬は、当社における業務責任に応じた役位別定額の金額とする。

2)賞与

(i) 短期業績のインセンティブとして機能するよう連結営業利益を指標とし、役位別基準賞与額を基礎に当該指標を加味して金額を算出し、さらに業績評価シートによる個人評価を加味したうえで決定する。

(ii) 賞与額の下限は0円とする。

3)非金銭報酬（株式報酬）

(i) 非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、毎期一定の譲渡制限付株式を交付するリストラクテッド・ストック及び予め定めた業績条件の達成度に応じて譲渡制限付株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニットの2制度で構成する。

(ii) リストラクテッド・ストックは、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込みさせる方法により割り当てる。上記金銭報酬債権の金額は、役位毎に同額の支給基準額に基づいて算定し、取締役会で決定する。

(iii) パフォーマンス・シェア・ユニットは、当社の中期経営計画の期間である3事業年度における業績等

の目標達成度に応じて、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込みさせる方法により割り当てる。割り当てられる株式数は、役員毎に同数の支給基準株式数、中期経営計画の期間における連結営業利益累計額の目標達成度、中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度及び在任期間に基づいて算定し、その数に応じた金銭報酬債権の金額を取締役会で決定する。

(iv) リストリクテッド・ストックにおいて金銭報酬債権額の算定の基礎となる役員毎の支給基準額、及び、パフォーマンス・シェア・ユニットにおいて支給基準株式数の算定の基礎となる役員毎の支給基準額は、同額とする。

④固定報酬・賞与・非金銭報酬（株式報酬）の割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の固定報酬：賞与：非金銭報酬（株式報酬）の比率は、積極的に企業価値向上に取り組む為のインセンティブとして相応しい水準・体系となるよう設定し、連結営業利益の額等により変動し得るものの、概ね、65：25：10とする。

⑤報酬等の付与の時期・条件の決定に関する方針

1)固定報酬

定時株主総会終了後に開催される取締役会に基づく委任を受け、代表取締役が、定時株主総会の翌7月から翌年6月までの固定報酬を決定し、毎月支給する。

2)賞与

定時株主総会終了後に開催される取締役会に基づく委任を受け、代表取締役が、前事業年度に対する賞与を決定し、決定の翌営業日を目安に支給する。

3)非金銭報酬（株式報酬）

リストリクテッド・ストックについては、毎年、定時株主総会終了後開催の取締役会で譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の支給を決議し、当該決議の翌月に譲渡制限付株式を交付する。

パフォーマンス・シェア・ユニットについては、中期経営計画の最終事業年度終了後、原則として、当該事業年度の業績が確定する取締役会で譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の支給を決議し、当該決議の翌月に譲渡制限付株式を交付する。なお、中期経営計画の途中年度で退任した取締役に対しパフォーマンス・シェア・ユニットが割り当てられる場合、原則として、金銭報酬債権の支給決議の翌月に交付されるものとする。

⑥個人別の報酬等の内容についての決定方法等

個人別の報酬等（株式報酬を除く。）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその決定の委任を受けるものとし、代表取締役社長は、当該委任に基づき、取締役の個人別の固定報酬及び個人別の賞与を決定する。当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長の作成した各取締役の個人別の報酬等の原案は、過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問されるものとし、その答申を受けた取締役会は、当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は、当該決議に基づき、各取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

(5) 業績連動報酬等に関する事項

①業績連動報酬等の額又は算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該指標を選定した理由

1)賞与

賞与に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は「1. 企業集団の現況に関する事項」〔(1) 事業の経過及び成果〕に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、経営活動により生み出した付加価値を測る尺度として最も適切であると判断したからであります。

2)パフォーマンス・シェア・ユニット

パフォーマンス・シェア・ユニットに係る業績指標は、中期経営計画の期間(3事業年度)における連結営業利益累計額の目標達成度及び中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度であります。中期経営計画の期間における連結営業利益累計額を指標として選択した理由は、当社として中期経営計画の対象期間を一つの事業年度とみなして事業上の取組みを行いたいと考えており、中期経営計画の期間における連結営業利益累計額が事業活動の直接的な目標として重要であると判断したからであります。また、中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度を指標として選択した理由は、当社の企業価値を高めていくための目標として重要であると考えたからであります。

②業績連動報酬等の額又は算定方法

1)賞与

賞与の算定方法については、「3. 会社役員に関する事項」〔(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針〕〔③報酬等の種類ごとの決定方針等〕〔2)賞与〕に記載のとおりであります。

2)パフォーマンス・シェア・ユニット

パフォーマンス・シェア・ユニットの算定方法については、「3. 会社役員に関する事項」〔(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針〕〔③報酬等の種類ごとの決定方針等〕〔3)非金銭報酬(株式報酬)〕〔iii)に記載のとおりであります。

③業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標に関する実績

1)賞与

連結営業利益の実績は「1. 企業集団の現況に関する事項」〔(1) 事業の経過及び成果〕に記載のとおりであります。

2)パフォーマンス・シェア・ユニット

2024年3月期を最終年度とする第3期中期経営計画における連結営業利益累計額は2,961百万円、中期経営計画最終事業年度におけるROEは0%を下回る結果となりました。

(6) 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役の山田光夫氏及び伊賀真理氏、監査役の藤本隆之氏、下河邊由香氏及び高橋正哉氏との間で会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。その内容の概要は、これらの取締役及び監査役の責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを意識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

なお、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に見直しを実施後、毎年、取締役会にて決議のうえ、更新しております。

(8) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	山田光夫	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、メーカーにおける製品開発、事業運営及び経営に関する豊富な経験を基に、技術や投資、その他経営全般について、業務執行から独立した観点から積極的に質問や意見を述べております。この他、人事報酬委員会の委員長として議事の運営にあたりるとともに、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公平性・多様性の確保及び向上に関して、当社が期待する重要な役割を果たしております。
取締役	伊賀真理	取締役就任以降に開催の取締役会13回の全てに出席し、マーケティング及び人材・組織活性化に関するコンサルティング会社の経営者としての豊富な経験や知見を基に、当社の経営全般において、業務執行から独立した観点から積極的に質問や意見を述べております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公平性・多様性の確保及び向上に関して、当社が期待する重要な役割を果たしております。
監査役	下河邊由香	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席し、弁護士としての豊富な実務経験に基づく、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を基に有用な意見を述べております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性・多様性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
監査役	高橋正哉	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知見や経営全般に関する高い見識を基に適宜発言を行っております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性・多様性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的視点から、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対して安定的な配当の維持及び適正利益還元を基本としております。内部留保につきましては、長期展望に立った新規事業の開発活動及び経営体質の効率化・省力化のための投資等に活用していく予定です。

また、資本コストを意識し、財務健全性とのバランスを考慮しながら有利子負債も活用することによって資本効率を高め、中期経営計画の目標であるROE 8%超を達成することにより、株主の皆様へ安定的かつ持続的な配当の実施を目指してまいります。

配当時期につきましては、中間及び期末の年2回を基本としております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に関する事項を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。当期に実施した期末配当及び中間配当は次のとおりであります。

[期末配当]

- ・ 1株当たり配当金額：普通株式1株につき17円50銭
- ・ 配当総額：359,362,150円
- ・ 効力発生日：2024年6月26日

[中間配当]

- ・ 1株当たり配当金額：普通株式1株につき17円50銭
- ・ 配当総額：359,365,037円
- ・ 効力発生日：2023年12月1日

- (注) 1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,912	流動負債	8,866
現金及び預金	6,167	支払手形及び買掛金	3,400
受取手形及び売掛金	4,692	電子記録債務	993
電子記録債権	2,197	短期借入金	2,000
商品及び製品	2,963	1年内返済予定の長期借入金	160
仕掛品	3,594	未払費用	607
原材料及び貯蔵品	990	未払法人税等	139
その他	1,315	製品保証引当金	55
貸倒引当金	△7	その他	1,509
固定資産	8,149	固定負債	2,612
有形固定資産	6,508	長期借入金	100
建物及び構築物	4,354	退職給付に係る負債	1,813
機械装置及び運搬具	1,157	繰延税金負債	651
工具、器具及び備品	134	その他	47
土地	782	負債合計	11,478
リース資産	48	(純資産の部)	
建設仮勘定	31	株主資本	16,814
無形固定資産	397	資本金	2,506
ソフトウェア	265	資本剰余金	2,393
ソフトウェア仮勘定	8	利益剰余金	11,947
その他	123	自己株式	△32
投資その他の資産	1,243	その他の包括利益累計額	1,323
投資有価証券	1,048	その他有価証券評価差額金	208
繰延税金資産	142	繰延ヘッジ損益	△17
その他	615	為替換算調整勘定	970
貸倒引当金	△562	退職給付に係る調整累計額	163
資産合計	30,062	非支配株主持分	446
		純資産合計	18,584
		負債・純資産合計	30,062

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		28,842
売 上 原 価		23,555
売 上 総 利 益		5,286
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,405
営 業 損 失		119
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	31	
固 定 資 産 賃 貸 料	67	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	4	
そ の 他	26	130
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	8	
為 替 差 損	49	
そ の 他	8	74
経 常 損 失		64
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	61	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	105	
特 別 調 査 費 用 等	140	307
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		370
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	224	
法 人 税 等 調 整 額	648	873
当 期 純 損 失		1,243
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		49
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		1,293

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日残高	2,506	2,389	13,907	△34	18,769
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△667		△667
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,293		△1,293
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		4		1	6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	4	△1,960	1	△1,954
2024年3月31日残高	2,506	2,393	11,947	△32	16,814

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	総資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
2023年4月1日残高	142	△3	674	39	852	363	19,885
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△667
親会社株主に帰属する 当期純損失							△1,293
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	65	△13	295	124	471	82	553
連結会計年度中の変動額合計	65	△13	295	124	471	82	△1,400
2024年3月31日残高	208	△17	970	163	1,323	446	18,584

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,227	流動負債	8,984
現金及び預金	3,602	買掛金	3,505
受取手形	941	電子記録債権	941
電子記録債権	2,188	短期借入金	2,400
売掛金	3,053	1年内返済予定の長期借入金	160
商品及び製品	1,802	未払金	231
仕掛品	2,584	未払費用	492
原材料及び貯蔵品	513	未払法人税等	27
前払費用	28	製品保証引当金	55
未収入金	74	前受金	843
短期貸付金	400	設備関係未払金	9
未収消費税	949	その他の負債	318
貸倒引当金	△8	固定負債	2,076
固定資産	8,153	長期借入金	100
有形固定資産	5,710	退職給付引当金	1,721
建物	3,561	繰延税金負債	210
構築物	96	その他の負債	44
機械及び装置	1,094	負債合計	11,061
車両運搬具	3	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	91	株主資本	13,127
土地	782	資本金	2,506
リース資産	48	資本剰余金	2,393
建設仮勘定	31	資本準備金	2,028
無形固定資産	270	その他の資本剰余金	364
ソフトウェア	256	利益剰余金	8,259
ソフトウェア仮勘定	8	利益準備金	203
その他の資産	5	その他利益剰余金	8,056
投資その他の資産	2,172	固定資産圧縮積立金	730
投資有価証券	645	別途積立金	3,750
関係会社株式	670	繰越利益剰余金	3,575
関係会社出資金	828	自己株式	△32
その他の負債	28	評価・換算差額等	191
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	208
資産合計	24,380	繰延ヘッジ損益	△16
		純資産合計	13,319
		負債・純資産合計	24,380

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		25,147
売 上 原 価		21,615
売 上 総 利 益		3,532
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,185
営 業 損 失		652
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	543	
そ の 他	148	692
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
為 替 差 損	9	
そ の 他	22	39
経 常 利 益		0
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	61	
特 別 調 査 費 用 等	140	201
税 引 前 当 期 純 損 失		200
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14	
法 人 税 等 調 整 額	607	622
当 期 純 損 失		822

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
2023年4月1日残高	2,506	2,028	360	2,389	203	732	3,750
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩						△2	
剰余金の配当							
当期純損失							
自己株式の取得							
自己株式の処分			4	4			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	4	4	—	△2	—
2024年3月31日残高	2,506	2,028	364	2,393	203	730	3,750

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計						
	繰越利益 剰余金							
2023年4月1日残高	5,063	9,749	△34	14,611	142	—	142	14,754
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩	2	—		—				—
剰余金の配当	△667	△667		△667				△667
当期純損失	△822	△822		△822				△822
自己株式の取得			△0	△0				△0
自己株式の処分			1	6				6
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					65	△16	49	49
事業年度中の変動額合計	△1,487	△1,489	1	△1,483	65	△16	49	△1,434
2024年3月31日残高	3,575	8,259	△32	13,127	208	△16	191	13,319

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

東洋機械金属株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 圭 亮 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋機械金属株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋機械金属株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

東洋機械金属株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 有 久 衛 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 戸 田 圭 亮 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋機械金属株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第150期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、随時質問し、意見を述べるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とインターネット等を活用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に事業の報告を求め、その業務内容及び財産の状況を調査いたしました。監査役会の監査活動の結果については、取締役会及び各部門の責任者に対し、意見を伝えた上で、これに対する対応状況を確認いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人である監査法人が受けた業務停止処分等につき、同監査法人に説明を求め、同監査法人から報告を受けた上で、監査役会が定めた会計監査人を適切に評価するための基準に基づき評価を実施し、再任の妥当性につい

て協議を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、2023年5月に判明しました連結子会社である中国現地法人の元従業員による現預金の私的流用につきましては、特別調査委員会の再発防止策の提言に沿って、業務プロセス・管理体制の強化見直しを実施されたことを確認しております。監査役会としては引き続き改善・定着状況を継続注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

東洋機械金属株式会社 監査役会

常勤監査役 藤本 隆之 ㊞

社外監査役 下河邊 由香 ㊞

社外監査役 高橋 正哉 ㊞

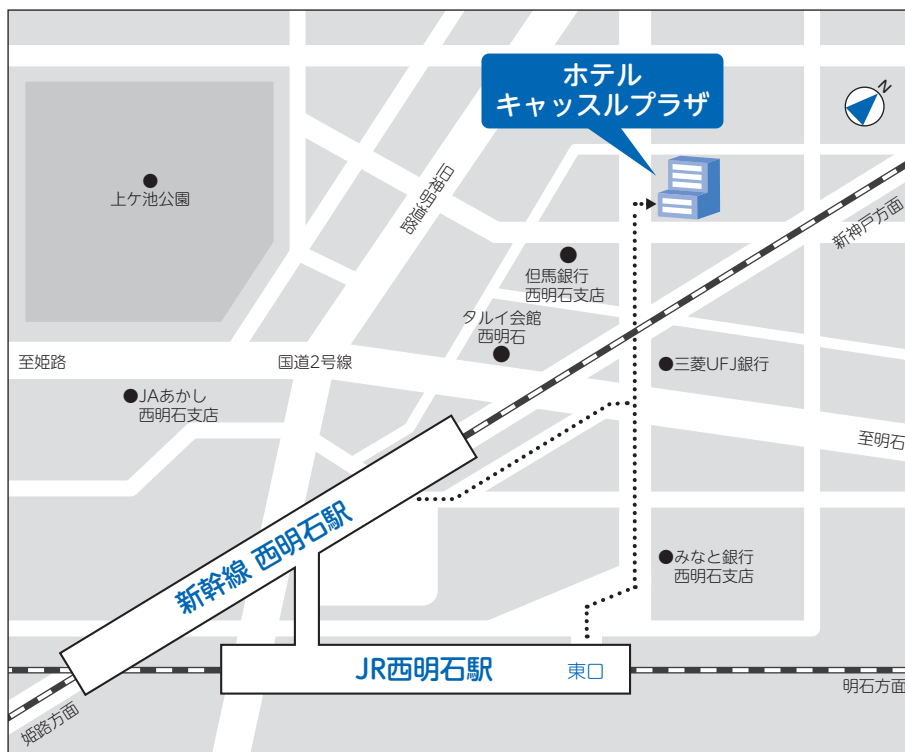
第150回 定時株主総会会場ご案内図

会場

兵庫県明石市松の内2丁目2番地
ホテルキャッスルプラザ 3階「祥福の間」
電話 (078) 927-1111

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



交通のご案内

新幹線、在来線「西明石駅」より徒歩約3分
(在来線でお越しの方は東口よりお越しください。)

駐車場について

駐車場は限りがございますので可能な限り公共交通機関をご利用のうえ、
会場にお越しくださいますようお願い申し上げます。

